

**(仮称)区民・産業プラザ整備基本方針
(案)**

平成 22 年 7 月

練馬区

[目 次]

1	整備基本方針の位置づけ	1
2	(仮称)区民・産業プラザ関連についての主な検討経緯	1
3	(仮称)区民・産業プラザの各施設の整備方針等	2
	(1)(仮称)区民交流ホール	2
	(2)(仮称)区民協働交流センター	3
	(3)(仮称)産業振興会館	4
4	今後の検討課題	6
5	当面のスケジュール	7

1 整備基本方針の位置づけ

平成 22 年 7 月に策定した「練馬駅北口区有地活用事業計画」(以下「北口事業計画」という。)において、練馬駅北口の区有地を活用し、「憩い・交流・活動による練馬区全体の活性化」、「区内産業の振興と経済の活性化」、「生活の質の向上」の 3 つの基本的方向のもとに、「練馬の中心核」を形成する拠点の一つとして、にぎわいの醸成と活力の創造をめざすことを目的として、事業を実施することが示されました。

北口事業計画では、3 つの基本的方向を実現するため、区施設、民間施設および共用施設からなる複合施設を整備することとし、区施設の中に、区全体の活性化機能、区内産業の振興・経済の活性化機能を図る拠点「(仮称)区民・産業プラザ」として、「(仮称)区民交流ホール」、「(仮称)区民協働交流センター」、「(仮称)産業振興会館」を整備することとしました。

また、北口事業計画では、これらの施設の想定規模・機能・施設の主な諸室や各施設の整備に関する基本方針、提供するサービス、整備・運営形態などの整備計画について示されています。

そこで、北口事業計画において示された整備計画を踏まえ、各施設についての整備基本方針を定めました。

2 (仮称)区民・産業プラザ関連についての主な検討経緯

平成 17 年 12 月・・・「練馬区新長期計画(平成 18 年度～22 年度)」策定

内容：産業振興の中核的な拠点として、産業経済活動の活性化に寄与し区内の事業者や産業経済団体を総合的に支援する(仮称)産業振興会館を整備

平成 19 年 3 月・・・「(仮称)産業振興会館整備基礎調査報告書」公表

内容：練馬区商工業振興計画や新長期計画に基づき、(仮称)産業振興会館の役割・機能・施設内容等について基本的な考え方を整理

平成 21 年 3 月・・・「練馬駅北口区有地活用基本構想」策定

内容：練馬駅北口区有地を活用し、「練馬区全体の活性化機能」として、町会・自治会や地域活動団体などをはじめとして、多様な区民や団体が活動、交流できる場を整備。また、「産業振興・経済活性化の拠点機能」として、区内外に練馬の産業を広くアピールすることなどを目的とした産業振興施設を整備

平成 22 年 3 月・・・「練馬区区民との協働指針」策定

内容：多様な地域活動主体の活動・交流や情報の発信、地域活動への相談ができる場としての協働拠点を整備

平成 22 年 3 月・・・「練馬区長期計画（平成 22 年度～26 年度）」策定

内容：（仮称）産業振興会館の整備

産業振興の中核的拠点として、産業経済活動の活性化に寄与し、区内の事業者や産業経済団体を総合的に支援する（仮称）産業振興会館を整備

区民協働拠点（（仮称）区民協働交流センター）の整備

「練馬区区民との協働指針」に基づき、区民との協働を推進するために必要となる区民協働拠点を整備

平成 22 年 4 月・・・「練馬駅北口区有地活用事業計画（素案）」公表

内容：練馬駅北口区有地を活用して、（仮称）区民・産業プラザとして（仮称）

区民交流ホール、（仮称）区民協働交流センター、（仮称）産業振興会館を整備

“ホール施設”については、（仮称）産業振興会館の中の機能として整備する方向で検討を進めてきましたが、北口事業計画においては、（仮称）区民・交流プラザの施設の一部として（仮称）区民交流ホールを整備することとしました。

これは、“ホール施設”を、産業振興関連施設としてのみならず、より広く区民全体の交流を活発にする施設として位置づけ、（仮称）産業振興会館とは別の施設として整備するとの考え方によるものです。

3 （仮称）区民・産業プラザの各施設の整備方針等

（１）（仮称）区民交流ホール

（仮称）区民交流ホールは、区民や町会・自治会等の各種地域活動団体、区内事業者、行政機関等による交流会、展示会、講演会、レセプション、記念行事などさまざまな活動のできる場として整備します。

【施設の整備内容等】

（仮称）区民交流ホールの規模として床面積は約 900 m²とし、ホール部分と受付、バックヤード等を整備します。

・催事等多様な使用目的に対応できる照明設備、音響設備、映像設備等を完備し、天井の高さを十分にとるなどの仕様とします。

- ・ホールで使用する備品収納スペース等を備えるとともに、多人数の来館者と交錯しないような動線を確保します。
- ・平土間式ホールとし、立食利用時最大 500 人程度の収容を可能とします。
- ・利用者規模の異なる交流に活用できるように、ホールは 2 分割または 3 分割の利用を可能とします。

(2)(仮称)区民協働交流センター

(仮称)区民協働交流センター(以下「センター」という。)は、多様な活動主体が、活動・交流や情報の収集・発信を行うことを通じ、協働の推進を図るとともに、区民や地域活動団体が地域活動に関する相談のできる機能等も設け、地域活動を支援する場として整備します。

【施設の整備内容等】

センターの規模として床面積は約 250 m²とし、多目的室、交流スペース、作業スペース、情報コーナー等を設けます。

多目的室

- ・地域活動団体が研修や会議等に利用できる、机、椅子、ホワイトボード等を備えた多目的室を設けます。
- ・多目的室は遮音性能を備え、用途に応じて可動間仕切りで 2 室に区画できるようにします。
- ・多目的室は、一度に 30 人程度が利用できる広さとします。

交流スペース

- ・センターの入口付近に、地域活動団体の方々が気軽に打合せや情報交換を行える、テーブルと椅子を備えた交流スペースを設けます。
- ・交流スペースでは、(仮称)産業振興会館と共用して喫茶・軽食サービスが利用できるような工夫も検討します。

作業スペース

- ・地域活動団体が資料やチラシ等を作成できるように、OA機器(複写機、印刷機、紙折り機等)を備えた作業スペースを設けます。

情報コーナー

- ・地域活動団体が情報の収集・発信を行えるように、インターネットの閲覧やDVDなどの映像資料の視聴、行政情報や地域活動団体情報、参考資料等を掲示する掲示板やラック等を備えた情報コーナーを設けます。

貸しロッカー

- ・地域活動団体が活動に必要な消耗品や小型の備品等を収納するための貸しロッカーを設置します。

受付・相談窓口

- ・町会・自治会への入会の受付（取次ぎ）や地域活動に関する相談等を受ける受付・相談窓口を設けます。

（３）（仮称）産業振興会館

（仮称）産業振興会館は、経営や人材育成に関する研修の実施、経営の向上に資する各種相談の実施、地場製品の展示、区内産業と観光情報の発信、産業関連団体の活動の推進などができる産業振興の中核的な場として整備します。

【施設の整備内容等】

（仮称）産業振興会館の規模として床面積は約 1,500 m²とし、研修会議室、産業団体活動室、経営相談室、産業・観光情報提供コーナー等を設けます。

研修会議室

経営等に関する各種研修会の開催やさまざまな会議を行うための施設とします。

- ・床面積は約 450 m²とします。
- ・複数室を整備し、面積の広い研修会議室は分割利用を可能とします。
- ・各種研修に必要なスクリーンやAV機器、音響設備を配備するとともに、スクール形式、円卓会議などさまざまな利用形態に対応できる設備とします。

産業団体活動室

全区的産業団体の産業振興活動や団体間の協力、調整を促進するための「事務室」および「活動室」等を設けます。

- ・床面積として約 450 m²とします。
- ・全区的産業団体の積極的な活動を支えるための「事務室」および会議等の活動を行うための共同利用の「活動室」、大型備品を共同利用する作業スペース等を設けます。

経営相談室（ビジネスサポートセンター）

さまざまな相談に総合的に対応するワンストップ型の経営相談窓口を設けます。

- ・床面積は約 150 m²とします。
- ・各種経営相談を受けるためプライバシーに配慮した相談ブースを設置します。
- ・アニメ産業関連の国際ビジネス展開をサポートする（仮称）「国際アニメ

ビジネスセンター」を設けます。

北口事業計画においては、「情報・相談ルーム」は、経営相談に係るものと、区の産業・観光情報を提供するものを想定していますが、具体的なサービス内容が異なることから、本整備基本方針においては、「経営相談室（ビジネスサポートセンター）」と「産業・観光情報提供コーナー」に区分することとしました。

また、北口事業計画の「諸室」名称を一部変更しました。

展示コーナー

企画テーマを定め、関係する区内産品を一堂に集め紹介するなど、展示を行うスペースとします。

- ・床面積は約 150 m²とします。

アンテナショップコーナー

区のさまざまな特徴的な物産品を継続的に紹介・販売する場や、区内事業者が新商品を開発した際の実験的販売を行う場等とします。

アンテナショップコーナーで展示、販売する物品等については、例えば、アニメ関連グッズ、伝統工芸品やその他区の特産品、「ねりコレ」などを想定しています。

- ・床面積は約 150 m²とします。

産業・観光情報提供コーナー

アニメや都市農業等、区の産業、観光に関する情報を積極的にPRする場とし、区内産品の宣伝や観光情報提供の各種サービスを行います。

- ・受付案内カウンターの設置や、映像、パネル、パンフレット類等さまざまな媒体を活用したコーナーとして整備します。
- ・床面積は約 150 m²とします。

「展示コーナー」、「アンテナショップコーナー」、「産業・観光情報コーナー」の3コーナーを一体的に配置することで、宣伝力、ブランド力を高め、にぎわいを醸成し、区内産業の振興と経済の活性化を図ります。

また、(仮称)区民協働交流センターと共用して、喫茶・軽食のサービスが利用できるような工夫も検討します。

4 今後の検討課題

北口事業計画において、(仮称)区民・産業プラザを含む区施設の全体の維持管理については、基本的に指定管理者制度の導入を想定しています。

しかしながら、(仮称)区民・産業プラザを活用し、にぎわいの醸成と活力の創造に資するためには施設の整備、維持管理面のみでなく、各種事業展開についての運営面での充実が必要です。

そこで、各施設の運営面について下記のとおり検討を進めていきます。

(1)(仮称)区民交流ホール

施設の利用率の向上を図るため、区民や町会・自治会等の各種地域活動団体、区内事業者、行政機関等に催事や講演会等で活用してもらうようにパンフレットやホームページを整備すると共に、さまざまな機会をとらえ施設の積極的なPRが図れる仕組みづくりを検討します。

(2)(仮称)区民協働交流センター

(仮称)区民協働交流センターの管理・運営については、指定管理者制度を導入し、(仮称)区民交流ホールとの連携を図りながら、効率的な管理・運営を検討します。

なお、区民や町会・自治会、NPO等との協働推進および活動支援事業については、委託化を含め、事業内容を検討します。

(3)(仮称)産業振興会館

平成21年度に実施した事業者調査結果によると、事業者の行政に対する要望として、「融資あっせん」をはじめ「取引先開拓への支援」、「人材の教育・育成への支援」などがあげられています。

また、区ではこれまでにさまざまな機会を利用し、事業者や産業関連団体の皆様から多くのご意見をお聞きしてきました。

今後、こうした調査結果やご意見等を踏まえ、関係する産業関係団体等とも意見交換等を十分に行いながら、(仮称)産業振興会館を活用した区の産業振興事業を検討していきます。

5 当面のスケジュール

・平成22年8月

整備基本方針(案)について、区民意見反映制度に基づき意見を募集

・平成22年9月

整備基本方針を策定

・その後

練馬駅北口区有地活用事業の民間事業者の募集要項等に反映